

気候風土適応住宅の佐賀型基準の解説

○第1項（令和元年国交省告示第786号（以下、「告示」という。））

「気候風土適応住宅」の解説 2024年度版をご確認ください。

○第2項（佐賀型基準）

告示第2項の規定により佐賀県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の一号及び二号の要件に適合するものであることとする。

【佐賀型気候風土適応住宅の基準】

一 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること

イ 次の（1）及び（2）に該当すること

（1）外壁等の構造が次の（i）から（v）までのいずれかに該当すること

（i）告示第1項第一号ニ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ii）片面を真壁造とした木構造であること

外壁の片面が真壁構造であり真壁部分の仕上げが土塗壁、漆喰、モルタル、珪藻土等であること。（真壁が難しい浴室及び台所（汚れの対策のためキッチンパネル等で大壁とする場合（以下同様））並びに通常は見えない押入れ及び納戸を除く）真壁は内部でも外部でも可能

（iii）外壁両側が乾式の真壁造であること

外壁の両面が真壁構造であること。壁の仕上げはサイディングやプラスチックボード等の乾式の仕上げでも可能（真壁が難しい浴室及び台所並びに通常は見えない押入れ及び納戸を除く）

（iv）校倉造り（丸太組等）で外壁両側が木材現しであること

校倉造り等の木材を使った外壁で外壁の両面が木材の現しであること（木材の仕上げが難しい浴室及び台所並びに通常は見えない押入れ及び納戸を除く）

（v）主となる柱梁の接合方法が伝統的な継手仕口であること

主となる柱梁の継手が伝統的な蟻継ぎ等であること。告示仕様の金物による補強のための使用も可能とする。また、建設省告示第1460号（平成12年）に基づく計算法（N値計算法）で求めた金物でも可能。なお、建築基準法施行令（以下、「令」という。）第47条の規定に基づく基準に適合する金物を使用しない場合又は石場建ての場合には限界耐力計算（令第82条の5）が必要となるため注意が必要

	<p>(2) 内部の非構造部分が次の(i)から(iv)までのいずれかに該当すること</p> <p>(i) 告示第1項第一号ニ(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること</p> <p>(ii) 居室の1部屋以上が竿縁天井、網代天井又は簀の子天井であること</p> <p>竿縁天井とは、竿縁と呼ばれる細長い材を並べ、その上に天井板を載せたものをいう。網代天井とは、葦、竹、杉、檜等の薄板を、斜め又は縦横に組んで編んだものをいう。 簀の子天井とは、細長い材又は竹を目透しで並べて留め付けた天井をいう。</p> <p>(iii) 居室の1部屋以上が本畳又は単層無垢板張りであること</p> <p>本畳はワラ床等の自然素材を使用した畳である。このためスタイル畳は使用できない。また、単層無垢板張りは木材の無垢板仕上げであれば樹種は問わない。なお、下張り工法の場合には下張りの材料には合板を使用することができる。</p> <p>(iv) 屋内空間に1坪以上の土間（三和土）を設けていること</p>
□	<p>次の(1)から(6)までのうち、4項目以上に該当すること</p> <p>(1) 軒が深い軒庇（壁芯から垂木先端まで750mm以上）であること</p> <p>(2) 軒裏が野地板現しであること</p> <p>防火地域・準防火地域の建築物の場合は、外壁を野地板まで立ち上げることが必要となる。詳しくは「建築物の防火避難規定の解説2025」P20に記載のとおり。</p> <p>(3) 主となる屋根が棟を持つ4寸勾配以上の和瓦葺であること（軒先周り、下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）</p> <p>(4) 外壁の仕上げが無垢板張り、漆喰塗等（砂漆喰・モルタル塗りを含む）であること</p> <p>(5) 内部の建具の過半が地場製作による建具（引き戸を推奨）であること</p> <p>地場製作の建具については佐賀県内で製作されたものが望ましいが、九州内で製作された建具であれば使用可能とする。 完了検査時は建具の納入証明書等を提示すること。</p> <p>(6) 内部の壁の過半を真壁造とし、仕上げが無垢板壁、塗壁等の自然素材によるものであること</p> <p>内部の壁について真壁が難しい浴室及び台所並びに通常は見えない押入れ及び納戸を除く。</p>

ニ 建築計画について、次のイからルまでのうち、5項目以上に該当するものであること

イ 対角・高低等通風に配慮した窓を設け、自然通風の取り込みに配慮した建築計画とすること

座敷及び居間を必須としその他の室については求めない。

ロ すだれ・よしずの利用や下地窓・無双窓等の日射遮蔽及び通風を両立した開口があること

すだれ・よしず等は完了検査時に設置をしておくこと。また、間に合わない場合には写真で報告後に検査済証の発行となるため使用制限に注意すること。また、すだれ・よしず等の購入については夏場のみに販売されている店舗が多く冬場には購入が難しいことも想定される。このため、冬場に完了検査を受ける場合は夏場に購入を検討すること。

ハ 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地、広場等がある場合は、それらを活用することを含む）について、通風又は日差しに配慮した庭、樹木の配置又は木塀（ルーバー等）を設けていること

樹木等の配置により建築物に日影が落ちるような計画、ルーバー、壁面緑化により通風又は日差しに配慮した計画とすること。一部分でも配慮した場合は適合とする。また、樹木については将来の成長を想定したサイズでの計画も可能とする。

ニ 夏場には通風、冬場には日差しの取り入れを目的とした大きな窓（開口の高さ 1800mm 程度、幅 3600mm 程度）があること

幅については合計で算定することとする。このため窓の数は問わないが、採光上有効な窓に限る。

ホ 居室の 1 部屋以上に断熱性能を持たせた部屋があること

この居室の外壁部分に告示仕様の断熱材を採用すること。間仕切り壁、床及び天井については配慮事項とし、必須としない。

ヘ 化石燃料由来のエネルギーを使わない暖房器具（薪ストーブ等）があること

ト 建具の開放により一体にできる二間続き部屋があること

チ 広縁付きの部屋があること

リ 使用する木材の過半を県産木材とすること

完了検査時に、県産木材の証明書を提示すること。

ヌ 地域の植生を活用した 10%以上の緑化を行うこと

敷地面積の 10%以上の緑化を行うこと。なお、緑化については平面的に算定することとし、「さがの樹」（佐賀県のホームページ参照）を 2 種類含むこととし、そ

の他の樹種についてはハナミズキ等の外来種でも使用可能。また、樹木については将来の成長を想定したサイズでの算定も可能とする。

ル 地域の大工・建築職人を登用させていること

登用させている人数に制限は設けない。ただし、完了検査時に地域の職人を登用したことがわかる書類を提示すること。1人日でも可能とする。

(携わった職人の一覧に在籍する会社を併記するなど)